

サンケア高岡駅南店 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は神崎福祉会株式会社が設置するサンケア高岡駅南店（以下「事業所」という。）の人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、事業所における指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保し、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用することができるよう、市町村・サービス事業者・介護保険施設との連絡調整を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

4 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

5 前4項のほか、「高岡市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 サンケア高岡駅南店
- 二 所在地 富山県高岡市赤祖父636番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（兼務）

専ら事業所の職務に従事する常勤の者で従業者の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- 二 介護支援専門員 1人以上（常勤・非常勤）

居宅サービス計画の作成を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする
（祝日及び12月30日から1月3日、までを除く）
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
※営業中以外は携帯電話で24時間連絡可能な体制とする。

（指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定居宅介護支援事業の方法は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業を利用した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとする。指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はないものとし、法定代理受領分以外の場合は全額利用者負担とする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内相談室
- 二 サービス担当会議の開催場所 事業所内相談室
- 三 課題分析の方法 居宅サービス計画ガイドライン

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて指定居宅介護支援を提供した場合には、中山間地域等提供加算を算定するものとする（ご利用者様にご負担いただくことはございません）

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は富山市、射水市、高岡市、砺波市、氷見市、小矢部市とする。

（その他運営についての留意事項）

第8条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1月以内
- 二 継続研修 年1回

（秘密の保持）

第9条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第10条 利用者及びその家族に提供したサービスに対する苦情に対応するための窓口を設置する。

2 苦情を受け付けた場合、必要な措置を講じ、その内容を記録する。

3 受け付けた苦情に関して、市町村・国保連合会等からの照会に応じ必要な調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合は改善を行う。又、求めがあった場合には改善の報告を行う。

（事故発生時の対応）

第11条 事故発生時には、必要な措置を講じ、その内容を記録する。

2 事故に関し、市町村・国保連合会等からの照会に応じ、必要な調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合は改善を行う。又、求めがあった場合には改善の報告を行う。

3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 14 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（居宅介護支援の具体的取扱い方針）

第 15 条 居宅サービス計画が、利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることに留意し、利用者、家族の意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載し、提供されるサービスにより達成可能な目標を設定、サービス計画及び居宅サービス等の評価を行い得るよう作成する。

2 居宅サービス計画原案を作成するにあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し同意を得る。

3 作成した居宅サービス計画原案は利用者に交付する。

4 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし理解しやすいよう説明を行う。

5 アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し直接利用者及びその家族と面接し行う。

6 介護支援専門員は、担当者会議の開催や担当者に対する照会等により、担当者から専門的な意見を求める。

7 介護支援専門員は毎月 1 回の居宅への訪問面接を行い、また、1 月に 1 回、モニタリングを行った結果を記録する。

（記録の整備）

第 16 条 以下の記録を整備しその完結の日から 5 年間保管する。

一 サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 居宅支援台帳

三 居宅サービス計画

四 アセスメントの記録

- 五 サービス担当者会議等の記録
- 六 モニタリングの記録
- 七 職員、設備、備品、及び会計に関する諸記録
- 八 苦情、事故処理の記録
- 九 市町村・国保連合会等への通知に係る記録

(その他)

第 17 条 事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。

2 正当な理由なく居宅介護支援サービスを拒まない。

3 当社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定居宅介護支援サービス事業者を紹介する等の措置を講じる。

4 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

5 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

6 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

8 職員の身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められた時は、これを提示するものとする。

9 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は神崎福社会株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。